七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　野田沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県下伊那郡根羽村
二九一〇番一　一号
二九一〇番二　二号
二九六二番二　三号
二九六二番一　四号
二九二一番一　五号
二九二〇番一　六号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から奥野川合流点までの区間の野田沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
長野県下伊那郡根羽村
二九一〇番一　一号
二九二〇番一　二号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中の沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を奥野川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県下伊那郡根羽村
三〇一五番二〇四　一号
三〇一五番二〇五　二号
三〇一五番二〇九　三号
三〇一五番二一八　四号
三〇一五番二二〇　五号
三〇一五番二二一　六号
三〇一五番六七　七号
三〇一五番二八一　八号

○国土交通省告示第百三十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年二月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3867号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＳＺ―65ＢＲＳ	株式会社信貴造船所	適用される技術基準（試験方法及び判定基準）の変更

○国土交通省告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年国土交通省告示第百三十号千葉都市計画公園事業
六・五・二号千葉市総合スポーツ公園
三　事業施行期間　自平成十五年二月十七日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　千葉県千葉市中央区川崎町地内
使用の部分　なし

○国土交通省告示第百三十八号

京成電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請事案（事案番号平二十一第四〇〇一号）については、平成二十二年二月十八日付け国運審第四十一号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十二年三月四日

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第百四十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年二月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4020号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＳＺ―53ＴＲ	株式会社信貴造船所	適用される技術基準（試験方法及び判定基準）の変更
第4021号	全閉囲救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＳＺ―53ＢＲ	〃	〃

○国土交通省告示第百四十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年二月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4210号	船外機（小型船舶用）	ＢＺＢＦ	本田技研工業株式会社	ギヤケースの材質及び塗装下地処理の変更をしたものをオプションとして追加する。

○国土交通省告示第百四十二号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十一年十月二日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第2151号	コンテナ	ＴＳ―ＣＣ21Ｌ2―0000―1	辻産業株式会社	長崎県佐世保市光町177番地2
第2383号	〃	ＴＳ―Ｃ17Ｌ2―0000―1	〃	〃
第2384号	〃	ＴＳ―Ｃ17Ｌ1―0110―1	〃	〃
第2585号	〃	ＴＳ―ＣＣ20Ｌ0―0000―1	〃	〃
第2598号	〃	ＴＳ―ＣＣ21Ｌ0―0100―1	〃	〃
第2671号	〃	ＴＳ―ＣＣ20Ｌ2―0110―1	〃	〃

○国土交通省告示第百四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日

国土交通大臣　前原　誠司

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ＵＤトラックス株式会社　本社・上尾工場	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地	内燃機関（シリンダ径が200ミリメートル未満のものに限る。）	平成22年2月25日から平成27年2月24日まで